附　則

1　この告示の施行の際現にこの告示による改正前の畳表の日本農林規格により格付の表示が付された畳表については、なお従前の例による。

2　品質に関する規格中長さ、耳毛の長さ及び一平方メートル当たりの重量の基準については、この告示による改正後の畳表の日本農林規格第三条の表品質の項の規定にかかわらず、平成二十六年三月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。

3　品位についての測定方法については、この告示による改正後の畳表の日本農林規格第四条の表品位の項の規定にかかわらず、平成二十七年三月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。

○農林水産省告示第八百八号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十二号）第二十九条第一項（同令第五十五条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、畳表についての製造業者等の認定の技術的基準（平成十九年十月三十一日農林水産省告示第千三百五十三号）の一部を次のように改正し、平成二十五年五月一日から施行する。

平成二十五年四月一日

農林水産大臣　林　芳正

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局表示・規格課、地方農政局及び地方農政局の地域センター、北海道農政事務所及び北海道農政事務所の地域センター、内閣府沖縄総合事務局並びに都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百九号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十二号）第二十六条の規定に基づき、畳表の格付の表示の様式及び表示の方法（平成十三年二月二十三日農林水産省告示第二百三十一号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年四月一日

農林水産大臣　林　芳正

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局表示・規格課、地方農政局及び地方農政局の地域センター、北海道農政事務所及び北海道農政事務所の地域センター、内閣府沖縄総合事務局並びに都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百十号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十二号）第三十条（同令第五十七条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、畳表についての検査方法（昭和四十八年五月十日農林省告示第九百九十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年四月一日

農林水産大臣　林　芳正

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局表示・規格課、地方農政局及び地方農政局の地域センター、北海道農政事務所及び北海道農政事務所の地域センター、内閣府沖縄総合事務局並びに都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百十一号

水産加工業施設改良資金融通臨時措置法施行令（昭和五十二年政令第三百二十八号）第一項第一号の規定に基づき、平成二十年四月一日農林水産省告示第五百三十九号（水産加工業施設改良資金融通臨時措置法施行令第一項第一号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が指定する水産動植物等を指定する等の件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年四月一日

農林水産大臣　林　芳正

一中「、はたはた」を削り、「いか」の下に「、たこ」を加え、「、かに」を削る。

○農林水産省告示第八百十二号

水産加工業施設改良資金融通臨時措置法施行令（昭和五十二年政令第三百二十八号）第一項第三号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が指定する水産動植物及び都道府県を次のように指定する。

平成二十五年四月一日

農林水産大臣　林　芳正

水産加工業施設改良資金融通臨時措置法施行令第一項第三号の農林水産大臣が指定する水産動植物は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、同号の農林水産大臣が指定する都道府県は、同表の上欄に掲げる水産動植物ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

水産動植物	都道府県
一　えそ	愛媛県
二　このしろ	千葉県及び熊本県
三　さめ	北海道、青森県、岩手県、宮城県、東京都、神奈川県、静岡県、三重県及び鹿児島県
四　しいら	高知県、長崎県及び熊本県
五　たちうお	和歌山県、愛媛県、長崎県及び大分県
六　とびうお	長崎県及び鹿児島県
七　にぎす	石川県
八　にしん	北海道

○農林水産省告示第八百十三号

水産加工業施設改良資金融通臨時措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第百十八号）の施行に伴い、平成二十年四月一日農林水産省告示第五百四十号（水産加工業施設改良資金融通臨時措置法施行令第一項第三号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が指定する水産動植物の部位等を指定する件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年四月一日

農林水産大臣　林　芳正

一中「第一項第三号」を「第一項第四号」に改め、「又は品質の程度が低いことその他の理由により食用に通常供されない水産動植物」及び⑷を削り、⑸を⑷とする。

二中「第一項第三号」を「第一項第四号」に改める。

○経済産業省告示第八十六号

小型自動車競走法（昭和二十五年法律第二百八号。以下、「法」という。）第四十三条第二項において準用する法第四十二条第一項の規定に基づき、平成二十五年四月一日付けで競走実施法人として次の法人の指定を更新したので、法第四十三条第二項において準用する法第四十二条第二項の規定に基づき公示する。

平成二十五年四月一日

経済産業大臣　茂木　敏充

一　名称　財団法人東日本小型自動車競走会

二　住所　埼玉県川口市青木五丁目二十一番一号

三　事務所の所在地　埼玉県川口市青木五丁目二十一番一号

○経済産業省告示第八十七号

小型自動車競走法（昭和二十五年法律第二百八号。以下、「法」という。）第四十三条第二項において準用する法第四十二条第一項の規定に基づき、平成二十五年四月一日付けで競走実施法人として次の法人の指定を更新したので、法第四十三条第二項において準用する法第四十二条第二項の規定に基づき公示する。

平成二十五年四月一日

経済産業大臣　茂木　敏充

一　名称　財団法人西日本小型自動車競走会

二　住所　福岡県飯塚市鯰田字赤松尾百四十七番地三

三　事務所の所在地　福岡県飯塚市鯰田字赤松尾百四十七番地三